AEO制度等に関する説明会資料一覧

《AEO制度全般》

- 1 米・EC・日本のセキュリティ対策とWCO"基準の枠組み"
- 2 コンプライアンスに着目した制度の発展
- 3 AEO制度等に関する20年度改正
- 4 我が国における A E O 制度の構築

《AEO通関業者·AEO運送者関係》

- 5 認定通関業者制度リーフレット
- 6 特定保税運送制度リーフレット
- 7 モデルCP

認定通関業者用 特定保税運送者用 認定通関業者兼特定保税運送者用 特定保税承認者兼特定保税運送者用

8 チェックシート

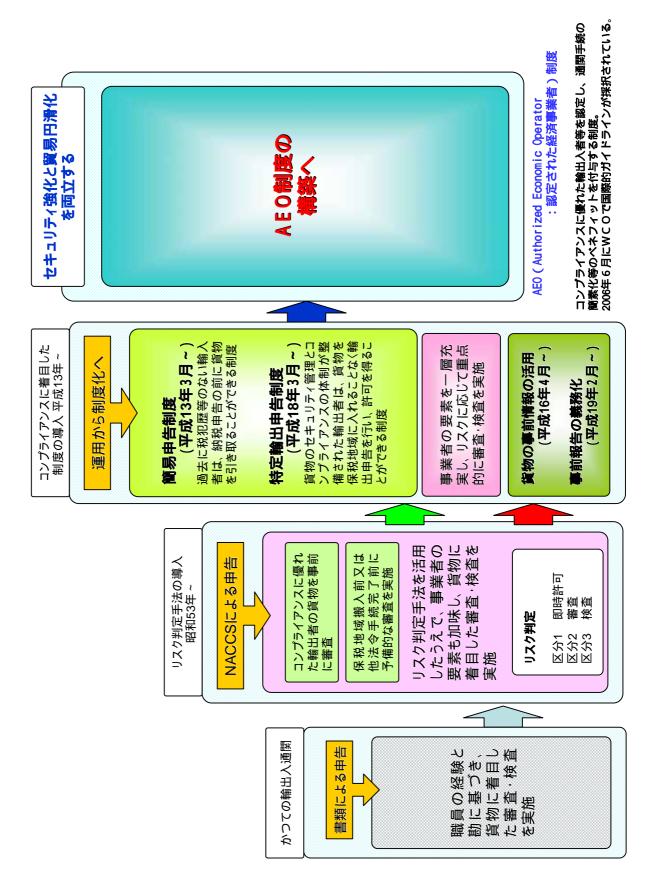
《その他》

- 9 臨時開庁手数料の廃止等について
- 10 参照条文等

米·EC·日本のセキュリティ対策とWCO"基準の枠組み"

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年以降
⊗ C ⊗					2005.6 "基準の枠組み" 採択 国際貿易の安全確保と 円滑化を両立させるため	2006.6 "AEOガイドライン" 採択 AEOプログラムを実施す るためのガイドライン	# 	
米囲	米国同時多第下口	2002.3 2002.4~ C-TPAT導入 2002.12~ 24時間ルール導入	2003.6~ MI導入	世界の主要港に放射線物質探知装置を設置	十 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2006.10 Safe Port Act 成立 C-TPAT、CSIの 法制化等	2007.8 9.11委員会勧告 実施法成立 米国向けコンテナ貨物の輸出港 における100%検査等	製田
Д С					2005.4 EC関税法改正 AEOの導入、24時 間ルールに関する 規定を含む	2006.12 同法施行規則 改正	20 2 24 24	2008.1~ AEO制度実施 2009.7~(予定) 24時間ルール導入
四长	2001.3~ 簡易申告制度 導入	1 日本		2004.4 積荷情報 報告要言	2004.4 積荷情報等の事前 報告要請制度導入	2006.3~ 特定輸出申告 特定 制度導入 2007.2~ 有荷情報等の 事前報告義務(2007. (朱稅)	10~ 承認制 2007.6~ 輸入混載貨物等の詳細情報 の事前報告要請制度導入

コンプライアンスに着目した制度の発展



AEO制度等に関する20年度改正

AEO制度

(Authorized Economic Operators)

民間企業と税関のパートナーシップを通じて、 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を 図る制度

これまでの取組み(輸出入者、倉庫業者)

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備 された以下の事業者に特例措置を適用

輸入者 [13年3月導入]

貨物の到着前の申告・許可、納税申告前の貨物 引取りなどができる制度(簡易申告制度)

輸出者 [18年3月導入]

<mark>貨物が</mark>どこにあっても輸出申告を行い、輸出<mark>の許可</mark> を受けることができる制度(特定輸出申告制度)

倉庫業者 [19年10月導入]

届出による新たな保税蔵置場の設置、許可手数料の軽減などが受けられる制度(特定保税承認制度)

20年度改正(4月1日~)

[利便性向上のための制度の改善]

・簡易申告制度について、必要な場合にのみ引取担保の提供をするものに改める。

[AEO制度の対象となる事業者の拡大]

- 通関業者(AEO通関業者)
- ・ 船会社、航空会社、フォワーダー等(AEO運送者

【いわゆる「保税撒入原則」の見直し】

· AEO通関業者及びAEO運送者を活用し、自社の工場・倉庫等から輸出申告を行えるようにする

【臨時開庁手数料の廃止等】

· 夜間·休日等における税関の臨時開庁手数料を廃止する とともに、手続を簡素化。

相互認証に向けた取組み

ニュージーランド、アジア諸国との間で相互認証を推進 AEO制度について、米、EU、豪州、

我が国におけるAEO制度の構築

日 本

輸入に係る MEO制度 AE

輸出に係る AEO制度

倉庫に係る AEO制度

通関業に係る

運送に係る AEO制度

AEO制度

(特定保税運送制度)

(平成20年4月~)

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された運送者について、承認を受けることなく保税運送等ができ

I

I

I

| |-|

I

! .

I

I

I

I

I

! .

I

米

用

(**神易申告制度**) (特 (**平成13年3月~**) (**4** 質物のセキュリティ管理 と法令遵守の体制が整 備された輸入者につい て、質物の到着前の申 合や納税申告前の貨物 目取り等ができる制度 日春

(特定輸出申告制度) (本成18年3月~) (本成18年3月~) (本成18年3月~) (本質物のセキュリティ管理 信物と法令遵守の体制が整備された輸出者につい 備されて、貨物がどこにあって も輸出申告を行い、許 届出日を受けること等ができ も数

「認定通関業者制度」 (平成20年4月~) 貨物のセキュリティ管 理と法令遵守の体制が 整備された通関業者に ついて、納税申告前の 貨物引取り、保税地域 外の輸出申告等ができ る制度

C-TPAT (Customs-Trade Partnership against Terrorism)

- 概要:輸出国から米国にいたるサプライ・チェーンのセキュリティ強化を目的とした官民共同の任意の

取組み (2002年春より実施)

- 対象:輸入に係わる全ての物流関連事業者

海外の製造業者 航空会社、 船会社、 通関業者、 倉庫業者、 国内運送業者、 (例:輸入者、

| AEO制度 | - 概要:貨物 | C | - 概要:貨物

概要:貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた域内の事業者を認定し、輸出入者に対する税関手続 上のベネフィット等を与える制度 (2008年1月より実施予定)

- 対象:輸出入に係わる域内の全ての物流関連事業者

船会社、航空会社) 通関業者、 例:輸出入者、国内運送業者、倉庫業者、 平成 20 年 4 月より

認定通関業者制度) (AEO通關業者制度)

が導入されます。

民間企業と税関のパートナーシップを通じて国際貿易における安全確保と円滑 化の両立を図る「AEO制度」の推進が国際的に進められています。

我が国においても、貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された者として認定された事業者に対して、様々な通関手続の特例措置を認めるAEO制度がこれまで輸出入者・倉庫業者等に対して実施されています。

本年4月からは、新たに、通関業者のほか、船会社、航空会社、貨物利用運送事業者等の貿易関連事業者を対象にした「AEO制度」が実施されることになりました。

「認定通関業者制度(AEO通関業者制度)」は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された通関業者のための制度であり、これを利用することにより通関手続の特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物のリードタイム短縮等が期待されます。

Q1. この制度を利用することによってどのようなメリットがありますか。

A 1. 認定通関業者の認定を受けた場合には、次の特例措置を受けることができます。 輸入者の依頼により行う輸入貨物の通関手続において、貨物の引取り後に納税 申告を行える(特例委託輸入申告制度)ことにより、輸入貨物の一層の迅速かつ 円滑な引取りが可能となる等その利便性が向上します。

輸出者の依頼により行う輸出貨物の通関手続について、特定保税運送者による運送等を前提に、保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行える(特定委託輸出申告制度)ことにより、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

(注)このほか、一定の要件を満たせば特定保税運送者の承認を受けることができます。また、同一税関の管轄内の特定の地域において輸出入申告を行う税関官署の選択が可能となる予定です。詳細につきましては、各税関の認定通関業者制度担当までお問い合わせ下さい。

Q2. この制度を利用するためにはどのようにしたら良いのでしょうか。

A 2. この制度を利用するためには、通関業の許可を受けているいずれかの税関長に申請し認定を受ける必要があります。認定を受けるための申請手続は、以下のとおりです。 なお、いずれかの税関で認定を受けた場合には、通関業の許可を受けている全ての 税関の管轄内において制度の利用が可能です。

申請にあたっては、所定の様式(税関様式C第9000号)に必要事項を記入し、 法令遵守規則及び登記事項証明書を添付して下さい。また、法令遵守規則の記載内 容等に関するチェックシートにより法令遵守体制の整備状況等について自己評価 を行い、そのチェックシートを提出していただく必要があります。

申請書の提出先は、通関業の許可を受けている税関となります。なお、当該税関の管轄内の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

03. 税関はどのように認定の審査を行うのですか。

A 3. 税関は、提出された申請関係書類について審査するとともに、必要に応じて通関業務を行う営業所等に立ち入り、法令遵守規則及び業務手順書に基づき法令を遵守する ための体制が整備されているか等についてチェックを行います。

Q4. 認定を受けるための要件は何ですか。

A 4. 認定通関業者制度の認定を受けるための要件は、

通関業の許可を受けてから3年を経過していること

過去3年以内に関税法その他の法令の規定に違反して通告処分等を受けていないこと

通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務について法令遵守規則を定めていること

通関手続について、電子情報処理組織(NACCS)を使用して行うこと

通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することが できること

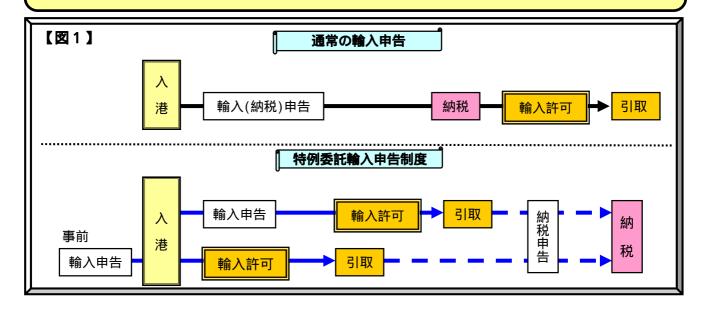
通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務について法令を遵守するための体 制が整備されていること

などです。

Q5. 輸入貨物について、貨物の引取り後に納税申告を行うための要件は何ですか。

A 5. 認定通関業者は、特例輸入者以外の輸入者(特例委託輸入者)から輸入貨物について通関手続の依頼を受けた場合、輸入申告(引取申告)を行い当該貨物の引取り後に納税申告(特例申告)を行うことができます。(特例委託輸入申告制度。【図1参照】)また、当該貨物について保税地域へ搬入される前に輸入申告を行うことができます。更に、同一の輸入者に係る特例申告を一括して行うこともできます。

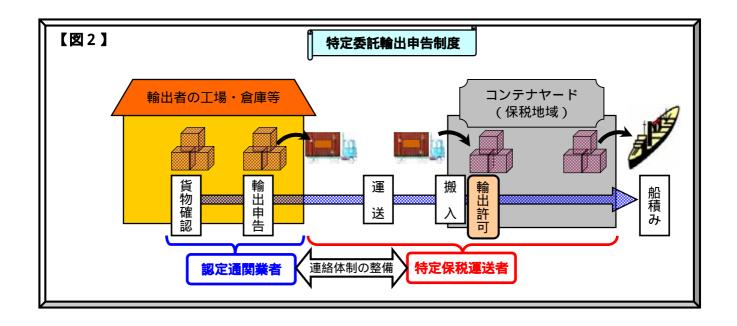
この場合には、認定通関業者は当該申告に係る貨物を的確に確認する必要があります。また、輸入者による担保の提供が少額貨物(申告価格の合計額が 20 万円以下の貨物)の場合を除き必要となります。



- Q 6. 輸出者の依頼により、保税地域以外の場所にある貨物について、輸出申告を行うための要件は何ですか。
- A 6. 認定通関業者は、輸出者(特定委託輸出者)から通関手続の依頼を受けた場合、保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行うことができます。(特定委託輸出申告制度。【図2参照】)

この場合、認定通関業者がNACCSを使用して輸出申告を行うとともに、税関長の承認を受けた特定保税運送者により当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港 又は税関空港等まで運送される必要があります。

認定通関業者は、当該申告に係る貨物について的確に確認するとともに、当該貨物 を運送する特定保税運送者との連絡体制を整備する必要があります。なお、認定通関 業者が特定保税運送者の承認を受けた場合には、通関業務を行う部門と運送を行う部 門との連絡体制を整備することとなります。



Q 7. 認定通関業者制度について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 7. 認定通関業者制度の詳細については、各税関の認定通関業者制度担当までお問い 合わせ下さい。

```
・ 函館税関 ・・・・電話:0138-40-4254
```

0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 9 ()

・ 東京税関 ・・・・・電話:03-3599-6343

03-3599-6356()

・ 横浜税関 ・・・・・電話:045-212-6125

0 4 5 - 2 1 2 - 6 0 5 1 ()

・ 名古屋税関 ・・・・電話:052-654-4169

052-654-4005()

・ 大阪税関 ・・・・電話:06-6576-3391

06-6576-3060()

・ 神戸税関 ・・・・・電話:078-333-3071

078-333-3026()

門司税関・・・・・電話:050-3530-8401

050-3530-8371()

・ 長崎税関 ・・・・・電話:095-828-0126

0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 2 8 ()

・ 沖縄地区税関 ・・・電話:098-866-9281

098-862-8658()

は、認定通関業者制度(AEO通関業者制度)の専担となります。

平成 20 年 4 月より

特定保税運送制度

(AEO運送者制度)

が導入されます。

民間企業と税関のパートナーシップを通じて国際貿易における安全確保と円滑 化の両立を図る「AEO制度」の推進が国際的に進められています。

我が国においても、貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された者として認定された事業者に対して、様々な通関手続の特例措置を認めるAEO制度がこれまで輸出入者・倉庫業者等に対して実施されています。

本年4月からは、新たに、通関業者のほか、船会社、航空会社、貨物利用運送 事業者等の貿易関連事業者を対象にした「AEO制度」が実施されることになり ました。

「特定保税運送制度(AEO運送者制度)」は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された運送者のための制度であり、これを利用することにより簡易な手続で保税運送を行えるようになるなどの特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物に係るコスト削減等が期待されます。

Q1. この制度を利用することによってどのようなメリットがありますか。

A 1. 税関長の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることができます。

保税運送について個々の承認が不要となるなど、簡易な手続で行えることにより 事務負担が軽減されます。

輸出貨物の運送について、輸出者の依頼により認定通関業者が保税地域以外の場所で申告を行う貨物について、輸出者の依頼によりその場所から直接積込港等まで運送を行うことを可能とすることにより、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

(注)詳細については、特定委託輸出申告制度についてのリーフレットをご覧ください。

O2. この制度を利用するためにはどのようにしたら良いのでしょうか。

A 2. この制度を利用するためには、いずれかの税関長に申請し承認を受ける必要があります。承認を受けるための申請手続は、以下のとおりです。

なお、いずれかの税関で承認を受けた場合には、全国の税関において特例措置を 受けられることとなります。

申請にあたっては、所定の様式(税関様式第9000号)に必要事項を記入し、法令遵守規則及び法人の場合には登記事項証明書(法人以外の場合には住民票の写し等本人確認ができる書類)を添付して下さい。また、法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシートにより法令遵守体制の整備状況等について自己評価を行い、そのチェックシートを提出していただく必要があります。

申請書の提出先は、どの税関に行っても差し支えありませんが、原則として、 認定通関業者又は特定保税承認者については当該認定等を受けた税関、それ以外 の者については業務を行っている主たる事業所の所在地を管轄する税関に提出し てください。なお、当該税関の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

03. 税関はどのように承認の審査を行うのですか。

A 3. 承認の審査は、以下の方法で行います。これらの審査等は、申請書が提出されてから2ヶ月程度を目途に行う予定です。

税関は、提出された申請関係書類について審査するとともに、必要に応じて国土 交通省に審査・調査依頼を行います。具体的には、提出された申請関係書類の写し を、財務省関税局を経由して国土交通省に送付します。

必要に応じて税関と国土交通省と合同で調査を行い、法令遵守規則及び業務手順書に基づき法令を遵守するための体制が整備されているか等について審査することとなります。調査に際しての連絡は、税関から行います。

O4. 承認を受けるための要件は何ですか。

- A 4. 特定保税運送制度の承認を受けるための要件は、以下のとおりです。 認定通関業者、特定保税承認者又は以下の者であって当該許可等を受けてから 3 年を経過していること
 - イ.保税蔵置場又は保税工場の被許可者
 - 口.指定保税地域又は総合保税地域の貨物管理者
 - 八. 航空会社(航空運送事業者)

船会社(貨物定期航路事業者、不定期航路事業者)

フォワーダー(貨物利用運送事業者)

トラック業者(一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者)

海貨業者(一般港湾運送事業者)

関税関係法令及び各業法について過去3年間、その他の法令について過去2年間、これらの法令に違反して犯則処分等を受けていないこと

特定保税運送に関する業務について法令遵守規則を定めていること

(注:法令を遵守するための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行できることが必要。)

特定保税運送に関する業務について、電子情報処理組織(NACCS)を使用して行うこと

特定保税運送に関する業務について適正かつ確実に遂行することができること

Q5. 特定保税運送を行うための要件は何ですか。

A 5. 特定保税運送者は、発送時及び到着時の税関への運送目録の提示等を電子情報処理 組織(NACCS)で行うことにより、個々の承認なしで保税運送を行うことができます。 この場合において、当該運送が行われる保税地域においては、当該貨物の搬出入が 電子情報処理組織(NACCS)で行われている必要があります。 Q 6. 特定保税運送制度について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 6. 特定保税運送制度の詳細については、各税関の特定保税運送制度担当までお問い 合わせ下さい。

・ 函館税関 ・・・・・・・・電話:0138-40-4254

0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 7 5 ()

・ 東京税関 ・・・・・・・・電話:03-3599-6343

0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 2 2 ()

横浜税関 ・・・・・・・・電話:045-212-6125

0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 0 ()

・ 名古屋税関 ・・・・・・・電話:052-654-4169

052-654-4092 ()

・ 大阪税関 ・・・・・・・・電話:06-6576-3391

06-6576-3218 ()

・ 神戸税関 ・・・・・・・・電話:078-333-3071

078-333-3076 ()

・ 門司税関 ・・・・・・・・電話:050-3530-8401

050-3530-8387 ()

長崎税関 ・・・・・・・・電話:095-828-0126

095-828-8655 ()

沖縄地区税関 ・・・・・・・電話:098-862-9281

098-862-9814 ()

は、特定保税運送制度(AEO運送者制度)の専担となります。

特定保税運送制度について

港湾運送事業 海貨業者 貨物自動車運送事業法 トラック業者 貨物利用運送 フォワーダ 当該許可等を受けてから3年経過している事業者 海上運送法 船会社 妝 航空会社 КH 旨 指定保税地域等 の貨物管理者 炒 宏 保税蔵置場·工場 の被許可者 ヌ 特定保税承認者 認定通関業者 ٠ď 対象事業者

関税関係法令及び各事業 法について3年間、その他の 法令について2年間、これら の法令に違反して処分を受け ていないこと

嵈蹘翢

特定保税運送に関する業 務について「法令遵守規則」 を定めていること

特定保税運送に関する業務を、電子情報処理組織(NA CCS)を使用して行うこと

特定保税運送に関する業 務を適正かつ確実に遂行す ることができること

朴宮描画

特定区間(NACCSで貨物管理されている保税地域相互間)において行う外国貨物の運送の承認が不要

特定委託輸出者(輸出申告を認定通関業者に委託)に係る輸出貨物を、工場等から直接積込港等まで運送することが可能

